

【通知】 指定障害者支援施設の指定の一部の効力の停止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号、以下「法」という。）第 50 条第 1 項及び第 3 項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の一部の効力を停止した。

令和 7 年 5 月 23 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の一部の効力の停止を行う期間	サービスの種類
社会福祉法人かながわ共同会 理事長 山下 康	愛名やまゆり園	厚木市愛名 1000	令和 7 年 6 月 1 日～ 令和 7 年 8 月 31 日	施設入所支援 生活介護

※詳細については、神奈川県ホームページに記者発表資料を掲載しております。

【掲載場所】

○神奈川県ホームページ

⇒記者発表

⇒県政記者クラブ 2025 年度の一覧

⇒2025 年 5 月 23 日（金曜日）

指定障害者支援施設の指定の一部の効力の停止について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/prs/r4518523.html>